

令和 4 年度の組織機構改革に伴う部等の改編について（案）

1 令和 4 年度に向けた組織機構改革で目指す姿

【ムトスの精神を大切に市民の活躍を応援し今日的課題に対応する組織】

自治体は、より質の高い市民サービスを提供するため、様々な情勢変化に応じた政策課題に対応するための組織としていく必要があります。

今回の組織機構改革は、人口減少、少子高齢化により社会構造が変化する中で、デジタル社会の形成といった新たな課題を踏まえて、デジタル技術を活用したまちづくりの推進と公共空間（創発エリア）を核とした市民の多様な活動の支援体制づくりを軸に据えました。

この二つの軸は「いいだ未来デザイン2028」が掲げる目指すまちの姿実現に向け、多様な分野に共通する喫緊の課題であり、これまで以上に適時的確に取り組むことができる組織体制とします。

2 今回の組織機構改革のポイント

(1) デジタル社会に向けて情報技術の活用、情報発信等の円滑・効果的な推進を図る組織体制

① デジタル技術を活用したまちづくりを推進します。

・ **デジタル推進課**を設置し、市民の利便性が高まる行政サービスの向上を図るため、自治体DXの取組を起点として、段階的に市域全体のデジタル化推進を図っていきます。

② 多様なメディア、デジタル技術を活用した広報・情報発信に柔軟に取り組みます。

・ **広報ブランド推進課**を設置し、市民等が時宜に適った市情報を容易に得られる広報・情報発信の工夫を図るとともに、飯田のブランド力を高めるシティプロモーション等を展開します。

→これを円滑・効果的に展開するため**総合政策部と市長公室の業務を再編して企画部に改編**します。【補足】市長、副市長の秘書業務を担う**秘書課**の設置

(2) みんなが認め合い活躍できる社会の実現に向けた組織体制

公共空間（創発エリア）をプラットフォームに市民の多様な活動を応援する体制を整えます。

・ 多様な主体が連携融合した運営に向け、行政の役割として飯田市公民館（教育委員会）と**共生・協働推進課**（市民協働環境部）の2課が連携し市民の多様な活動を応援します。

【補足】男女共同参画課の機能を再編し公共空間（創発エリア）へは、共生・協働推進課を設け、男女共同参画や多文化共生の推進、市民活動の支援などを担います。

(3) 現場が取り組む今日的課題の解決を円滑に進めるための組織体制

① 産業振興を図る現場主義の再検証からの組織改編（産業経済部）

・ 産業経済部の現場事務所は、各分野で関係者と協働した施策が円滑に推進できていることから継続を基本的方向とし、次の点を見直します。

◆ **商業・市街地活性化課と観光課を統合し商業観光課**の設置と遠山郷観光部門の強化

…商業観光課は、中心市街地活性化など商業と観光の両側面を連携融合させて課題対応

…観光部門は、遠山郷の観光施設運営など遠山郷観光振興の諸課題に対応する体制強化

- ②維持管理の時代に道路・橋梁等の安全性・信頼性への確に対応できる組織改編（建設部）
 - ・建設部に**維持管理課**を設け土木施設の維持・長寿命化を担い、管理課は業務再編により**建設総務課**に改称します。
- ③ゼロカーボンシティ宣言を起点とした施策展開に向けた組織改編（市民協働環境部）
 - ・環境モデル都市推進課を**ゼロカーボンシティ推進課**に改め施策を推進します。
- ④信州大学の新たな学部誘致に向けて取り組む体制整備（企画部）

(4) その他

- ①**危機管理室を危機管理部に変更**します。これに関連して**危機管理課**を設けます。
 - ・現在、飯田市は「室」の位置付けに規定はなく部レベルを基本に設置していますが、今後「室」を設ける場合は、国家行政組織法(第7条)を参考に「課に準じる」(課>室)ものとします。
- ②市民協働環境部では公共空間(創発エリア)開設に伴い部内の所管事項を整理し、**結いターン移住定住推進室**を課として改編し、ムトスまちづくり推進課は**地域自治振興課**へと改編します。

3 その他

令和4年度に向けた組織機構改革は、飯田市部等設置条例に係る改編(部)と組織規則(行政委員会の関係規則を含む)に係る改編(課・係)で構成されます。現在、組織規則については改正に向けて精査中で、第4回定例会の部等設置条例改正の審議を踏まえた組織改編の全体像を第4回定例会閉会日の全員協議会で報告する予定です。(市立病院については、令和4年第1回定例会で次期「飯田市立病院中期計画」に合わせた組織改編(課・係)の報告を予定しています。)

★この資料で議案審査対象の部等設置条例に係る組織改編事項はアンダーラインで示しています。

飯田市部等設置条例改正（案）

【参考】部の改編等に伴う課の変更点
（飯田市組織規則の改正）

現行	改正案	所管する課の変更点
総務部	総務部	課の変更なし
総合政策部	企画部	課の変更あり ・デジタル推進課を新設 ・広報ブランド推進課 ← IIDAブランド推進課 ・秘書課 ← 秘書広報課 課の変更なし…企画課
リニア推進部	リニア推進部	課の変更なし
市民協働環境部	市民協働環境部	課の変更あり ・地域自治振興課 ← ムトスまちづくり推進課 ・結いターン移住定住推進課 ← 室の見直し ・共生・協働推進課 ← 男女共同参画課 ・ゼロカーボンシティ推進課 ← 環境モデル都市推進課 課の変更なし…市民課、環境課
健康福祉部	健康福祉部	課の変更なし
産業経済部	産業経済部	課の変更あり ・商業観光課 ← 商業・市街地活性課、観光課の統合 課の変更なし…産業振興課、農業課、林務課、工業課
建設部	建設部	課の変更あり ・維持管理課の新設 ・建設総務課 ← 管理課 課の変更なし…地域計画課、土木課、国県関連事業課
	危機管理部	危機管理課の新設
上下水道局	上下水道局	課の変更なし
市立病院事務局	市立病院事務局	次期「飯田市立病院中期計画」に合わせ改編予定 ※飯田市立病院の組織及び事務分掌に関する規則の改正
市長公室	廃止	
危機管理室		
会計管理者 (地方自治法による設置)	会計管理者	課の変更なし
議会事務局	議会事務局	課の変更なし
教育委員会	教育委員会	※行政委員会については課レベルの変更はなし 課の変更なし

※組織規則（行政委員会の関係規則含む）における係レベルの改編は精査中